工場・指定作業場名簿(令和5年4月1日現在)

1 この名簿に掲載されている事業所

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の別表第 1、第 2 に掲げられた事業所で、区の認可を受けた工場、または区に設置届を提出した指定作業場の一覧です。 工場・指定作業場であって、特定有害物質の取扱いがあった場合は、事業所の廃止時等に環境

工場・指定作業場であって、<u>特定有害物質の取扱いがあった場合は</u>、事業所の廃止時等に環境確保条例第116条第1項に基づく土壌調査等が必要になります。本名簿に記載されていても、特定有害物質の取扱いがなければ、土壌調査の義務は負いません。なお、特定有害物質の取扱い状況は、廃止時に確認しております。

このリストは年 1 回5~6月頃に更新しています。<u>令和5年4月 1 日以降の届出情報については、環境対策課(本庁舎 8 階 23 番窓口)までお問合せください</u>。なお、平成25年度までに廃止届が提出された工場・指定作業場の情報は、保存年限の関係で存在しません。ただし、特定有害物質の取扱いがあり、平成 26 年度以降に土壌汚染対策が完了した事業所の情報については、掲載されています。

環境対策課では事業所の現状を把握するよう努めておりますが、届出の漏れ、遅れ等により、 実際には工場・指定作業場が存在するのに届出がされていない、既に廃止されているのに名簿 に残っているなどの場合があります。

2 名簿の見方について

名簿は<u>町名別、アイウエオ順</u>に掲載しております。 名簿の見方は以下をご確認下さい。

所在地は住居表示です。 同じ住居表示に複数の 事業所がある場合があ ります。地図等でご確認 下さい。 工場は設置認可日、指定 作業場は設置届出日を掲 載しています。

設置年月日が空欄の事業 所は、古いため記録が残っていません。 特定有害物質の取扱状況や、土壌汚染の調査結果等を記載しております。表記の意味については、次ページをご覧下さい。

原則として**廃止時に**特定有害物質の取扱状況を確認し、土壌調査の必要性について判断します。操業中の事業所が使用している物質等は非開示となりますので、事業者に直接ご確認下さい。

					L		,		
\longrightarrow \angle									
	777		+ **18.5	設置	廃止届出	土壌		工場の業種 又は	管理
町 [*]	番	号	事業場名	年月日	年月日	調査	:	指定作業場の種類	欄
蒲田一丁目	0	0	大田工場				工場	金属製品製造業	
蒲田一丁目	0	0	大田製作所	S50.9.10	H27.10.10	取扱無	工場	一般機械器具製造業	
蒲田一丁戸	0	0	大田駐車場	H20.1.14			作業場	駐車場	
					$\overline{}$		$\nearrow ackslash$		\supset
- 網掛けは <mark>廃</mark>	<u>EI</u>	آرا	た、または 廃止届が	提出された	<mark>E日付</mark> とな	り 筝	≥例 ト	の分類 区が管理	するため

廃止年不明の事業所です。 「廃止年不明」とは、区が 廃止を確認したものです。 詳細は、説-3ページ「よく ある質問」をご覧下さい。 <mark>廃止届が<u>提出された日付</u>となり</mark> ます。

系例上の方類を表します。 「作業場」は 指定作業場のことです。 区が管理するために使用している番号です。電話等で 問合せされる際は必ずこの番号をお伝え下さい。

3 名簿上の表記(土壌調査欄の略称)について

- 土壌調査欄に記載されている表記(略称)は以下の表のとおりです。
 - ※ 特定有害物質とは、環境確保条例で規定する 26 物質(下表)を指しています。
 - ※ 以下は、すべて環境確保条例第116条に基づく手続きを表します。

表記(略称)	意味				
取扱無	特定有害物質の <mark>取扱いはないと報告があった。</mark>				
取扱有	特定有害物質の取扱いがあったが、条例で規定する土壌調査が まだ行われていない。				
猶予	特定有害物質の取扱いがあったが、建物が残っている等の理由で土壌調査が猶予されている。解体等で調査可能となる場合には、土壌調査及び区への報告が必要になる。				
汚染無 ^{※1}	土壌調査が完了し、 <mark>土壌の基準に適合</mark> した。				
汚染有 ^{※1}	土壌の調査が完了し、 <mark>土壌の基準を超過</mark> した。				
措置中	土壌汚染があり、 <mark>土壌汚染対策の計画書が提出された</mark> 。				
措置済※2	土壌汚染対策が実施され、 <mark>対策の完了届出書が提出された。</mark>				
台帳有	平成31年4月1日以降に廃止(又は一部除却)した事業所で、 調査の結果土壌汚染が確認され「②土壌汚染情報公開台帳」が 作成された。				
その他	事業所により状況が異なるので、詳細は環境対策課に お問い合わせ下さい。				

- ※1 汚染の有無については、あくまで<u>事業所が使用していた物質について、条例の指針に則った方法で行われた土壌調査の結果です。すべての特定有害物質による土壌汚染の有無を示す情報ではありません。</u>
- ※2 土壌汚染対策には様々な方法があり、<u>「措置済」は必ずしも土壌汚染が無くなったことを</u> <u>示すものではありません</u>。詳しくは「4 よくある質問」Q9 をご参照下さい。

• 特定有害物質一覧

第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
(12種類)	(9種類)	(5 種類)
トリクロロエチレン	カドミウム及びその化合物	有機燐化合物
テトラクロロエチレン	シアン化合物	(パラチオン、メチルパラ
ジクロロメタン	鉛及びその化合物	チオン、メチルジメトン及
四塩化炭素	六価クロム化合物	び EPN に限る。)
1,2-ジクロロエタン	砒素及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びアルキル水銀その他	チウラム
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	シマジン
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	チオベンカルブ
1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素及びその化合物	
1,3-ジクロロプロペン		-
ベンゼン		
クロロエチレン		
(塩化ビニルモノマー)		

4 よくある質問

ご質問	回答
Q1 この名簿に載っている 事業所は、土壌汚染が あるということか。	土壌汚染があるということではありません。本名簿は、あくまで工場・指定作業場として届出のあった事業所の一覧です。工場・指定作業場であって、特定有害物質を使用していた場合は、廃止時等に土壌調査が必要になります。なお、特定有害物質の使用の有無は、原則として事業所の廃止時に確認しております(Q3参照)。
Q2 この名簿に載っていな いということは、土壌 汚染の心配はないとい うことか。	工場、指定作業場として区に届出されていないか、平成 25 年度以前に廃止されていて、保存年限の関係で台帳から削除されているということを意味しています。当該地の土壌汚染がないことを確認できるものではありません。
Q3 事業所の特定有害物質 取扱状況を知りたい。	区では、 <mark>事業所が廃止となった時に特定有害物質の取扱状況を確認</mark> しています。 <mark>操業中の事業所が使用している物質等については非開示</mark> となりますので、事業者に直接ご確認ください。
Q4 どの業種が土壌汚染の おそれがあるか。	めっき工場やガソリンスタンドのように、特定有害物質を取扱っていた可能性が高い業種もありますが、業種が同じであっても事業所ごとに作業内容が異なるため、個別に確認する必要があります。

現在操業中の事業所及び平成26年度以降に廃止届を提出した事 業所の情報については、本名簿に掲載されています。
 平成25年度ま Q5 でに廃止届が提出された事業所の情報は、保存年限の関係で存在しま この名簿に載っていな せん。ただし、特定有害物質の取扱いがあり、平成 26 年度以降に土 い、過去の工場の履歴 壌汚染対策が完了した事業所情報については、掲載されています。 が知りたい。 本名簿に記載のない事業所等の情報については、古い住宅地図等でお 調べ下さい。 環境確保条例に基づき区に報告のあったものについては、「土壌調 <u> 査」欄に記載されています。平成31年4月1日以降に廃止した事業</u> Q6 所で調査の結果汚染が確認された事業所については、②大田区土壌汚 対象地の土壌汚染調査 染情報公開台帳に掲載されています。それ以外の事業所の詳細な調査 結果を知りたい。 結果をお知りになりたい場合は、大田区情報公開条例に基づく請求が 必要になりますので、本庁舎8階の環境対策課までご相談ください。 事業所を廃止した時は、事業者が区役所に廃止届を提出することに Q7 なります。しかし、届出がされず事業主とも連絡が取れないため、区 「廃止年不明」とは <mark>が廃止を確認</mark>することがあります。その場合は「廃止年不明」となり どういうことか。 ます。特定有害物質の取扱いについても把握できていません。 റ്റ 調査対象物質は事業所で使用していた特定有害物質のみで、使用し 「汚染無」とは、 ていない特定有害物質は調査項目に含まれません。全ての特定有害物 土壌汚染がないという 質による汚染が無いことを示しているものではありませんので、ご注 ことか。 意下さい。 Q9 土壌汚染対策にはさまざまな方法があり、例えば、掘削除去により 汚染土壌を全量除去する対策もあれば、汚染土壌の上に舗装等を行う 「措置済」とは、 土壌汚染が無くなった 対策もあります。必ずしも全ての汚染土壌が無くなったことを示して ということか。 いるものではありませんので、ご注意下さい。

その他にご不明点がある場合は、8階23番窓口環境対策課(O3-5744-1367)までお問い合わせ下さい。